

# 大館市農業委員会総会議事録

令和4年3月11日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年3月11日（金）午後3時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
2番	石山 元一				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	乳井 康和			
	次長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	6番	小畑 純市		7番	伊藤 昇
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 7 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 9 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、石山 元一 委員から、都合により欠席するとの連絡がありました。

また、小林 大樹 委員から少し遅れるとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員、議席番号 7 番 伊藤 昇 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(2月総会～3月総会)について
- ・報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

- ・報告第7号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

以上、報告する。

## 議長

ただいまの事務局の業務報告について、ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものとして議事に入ります。

初めに、議案第8号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

31 ページをお開き願います。

議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和4年3月11日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

32 ページをお開き願います。

内訳は、No.18 からNo.23 までの6件で、地目は田 47,552 m<sup>2</sup>、畑 2,979 m<sup>2</sup>、面積合計は 50,531 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、「受贈」がNo.18、No.19 の2件。「経営拡張」がNo.20、No.21 の2件、「農地売買支援事業により」がNo.22、No.23 の2件となっております。これは、売買代金の分割払いが終了したことによるものです。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項第1号から第7号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 8 号について審議します。

何か、ご意見ご質問等はございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 8 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 9 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

35 ページをお開き願います。

議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

36 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は田、面積は 124.92 m<sup>2</sup>であります。

申請人は、宅地分譲地と申請人所有の農地への通路を確保するため、申請地を公衆用道路とするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、比内総合支所の北、約 300m に位置する第 1 種住居地域の第 3 種農地と判断され、農地法の運用第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の

(c)、都市計画法に定める用途地域に定められている、に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 37、38 ページに記載のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、申請地右の隣地につきましては、この後、議案第 11 号No.7 でご審議いただきます。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 16 番の 菅原 和久 委員よりご報告願います。

## 16 番

16 番の 菅原 和久 です。

議案第 9 号のNo.1 につきまして、去る 3 月 3 日に 虻川 マキ子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 37 ページの位置図になります。

この場所は、国道 285 号を扇田大橋方面から、JR 花輪線の跨線橋を渡り、右側のローソンを 50m ほど過ぎた右側道路に入り、80m ほど先の右側農地で休耕地として管理されておりました。

38 ページの配置図にありますように、申請地の西側が宅地化され、東側も議案第 11 号No.7 で分譲宅地として予定されており、これら居住者の利用と自己所有農地への利用道路として使用するため、公衆用道路として転用する計画であります。

用地造成につきましては、南側道路及び東側、西側の隣地宅地と同等の高さに盛土するとともに、農地と接する北側は砕石敷き法面保護とし、土砂等の流出を防ぎ、東側、西側はコンクリート側溝を設置し、勾配により南側道路側溝へ接続、雨水排水を行う計画で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第9号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 3番（阿部委員）

3番 阿部 重信 です。公衆用道路への転用ということだが、説明願いたい。

## 局長

申請地の両側が宅地分譲地となっており、片側はすでに着工されています。また、申請地の奥が申請者の農地になっており、複数の方の利用するという事で、公衆用道路として申請があったものです。

## 3番（阿部委員）

市へ寄付するのか。

## 局長

今の時点で、市への寄付はございません。

## 議長

ほかに質問はありませんか。

## 議長

ないようですので、議案第9号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

## 議長

次に、議案第10号『農地法第5条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

39ページをお開き願います。

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

40 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は田、面積は 1,542 m<sup>2</sup>であります。

No.1 の転用目的は、土木建築請負業等を行っている法人である借受人が、隣接する宅地と一体で、自己業務用の仮設事務所・資材置場として一時利用しようとするものです。期間は、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館国際情報学院の西、約 500m に位置する第 1 種農地で、農地法の運用第 2 の 1 の(1)のアの(イ)の c の(a)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 41、42 ページに記載のとおりです。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 16 番の 菅原 和久 委員よりご報告願います。

## 16 番

16 番の 菅原 和久 です。

議案第 10 号の No.1 について、去る 3 月 3 日に 虻川 マキ子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 41 ページの位置図になります。

この場所は、清水町方向から市道大館松木線に入り、松木集落に向かい秋田自動車道トンネルをくぐり、市道 板子石沼館線との十字路を右折、約 50m 進んだ左側農地で休耕地として管理されていました。

42 ページの配置図にありますように、申請者は、市道に接する宅地 55 - 2 と一体で資材置場として賃貸借一時転用しようとするもので、転用期間は令和 5 年 3 月 31 日までの予定で、下内川河川工事に伴うものであります。

用地造成は特に行わず、形状を変えることなく全域鉄板敷きとして利用する計画で隣地への影響も無いものと思われ、特に問題はないものと見てまいりました。

また、申請地域は大館土地改良区の管理区域であり、同改良区の同意を得ていることを合わせて報告いたします。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 10 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 10 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

#### 議長

次に、議案第 11 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

43 ページをお開き願います。

議案第11号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和4年3月11日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

44 ページをお開き願います。

内訳は、No.6、No.7の2件で、地目は2件とも田で、合計面積は2,274.43㎡であります。

No.6、No.7は譲受人が同じで、転用目的は、製材業、土木建設業等を行っている法人である譲受人が、造成し、宅地分譲地としようとするものです。

最初にNo.6の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、市立有浦小学校の北、約500mに位置する第1種高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法に定める用途地域に定められていること、に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.6の位置図及び配置図は45、46ページに記載のとおりです。

次にNo.7、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、比内総合支所の北、300mに位置する第1種住居地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)都市計

画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められていること、に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.7の位置図及び配置図は、47、48ページに記載のとおりであります。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.6、No.7の現地調査の結果を議席番号17番の 虻川 マキ子 委員よりご報告願います。

## 17番

17番の 虻川 マキ子 です。

議案第11号No.6、No.7について、去る3月3日に 菅原 和久 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.6についてであります。申請地は45ページの位置図になります。

この場所は、大館東中学校の信号機付き交差点を市道下代野下町線に入り、小釈迦内方向へ向い、市道大館長木線との信号機付き交差点を左折、約100m直進した右側の農地で、休耕地として管理されておりました。

46ページの配置図にありますように、宅地に挟まれた農地に5区画の分譲宅地を造成する計画です。

転用にあたって、碎石盛土を50cm行い、北側は農地で、L型擁壁及び法面整形を行い、東側境界には既存の土留めがあります。また、南側にはコンクリート側溝を設置し、西側は隣接する宅地と同レベルであり、四方それぞれ土砂等の流出を防ぐ計画です。

雨水等は、新設する浸透側溝による区域内処理とするが、大雨時は北側水路へ放流するものです。

分譲後の汚水、生活雑排水等は新設する道路に公共下水道を引き込み、利用する計画で特に問題は無いものと見てまいりました。また、大館土地改良区の意見書も添付され、同意を得ていることを申し添えます。

次にNo.7についてご報告いたします。

申請地は 47 ページの位置図になります。

この場所は、先ほどの議案第 9 号の 4 条転用申請のありました公衆用道路の隣地の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

48 ページの配置図にありますように、一区画の分譲宅地を造成しようとするものです。

転用にあたっては、約 67 cm 程度の盛土を予定しており、東側、西側、北側は安定勾配で法面整形を行い、隣地への土砂等の流出を防ぐ計画です。

北側から南側に勾配を設け、雨水排水は自然流下、大雨時は南側道路側溝へ流出させる計画です。

汚水、生活雑排水は、公共下水道を利用することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただいま、虻川 マキ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 11 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 11 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

#### 議長

次に、議案第 12 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

49 ページをお開き願います。

議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

50 ページをお開き願います。

令和 3 年度 農用地利用集積計画（第 12 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

50 ページから 54 ページには、令和 3 年度農用地利用集積計画（第 12 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 433 から新 - 502 の 70 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 21 件、4 年が 1 件、5 年が 29 件、7 年が 1 件、8 年が 1 件、10 年が 14 件、17 年が 3 件で、地目田の面積が 563,454.56 m<sup>2</sup>、畑が 10,439 m<sup>2</sup>、面積合計は 573,893.56 m<sup>2</sup>であります。

次に、55 ページから 60 ページには利用権を再設定するものが記載されております。

再-342 から再-405 までの 64 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 5 件、3 年が 10 件、3 年が 58 件、5 年が 6 件、10 年が 5 件で、地目田が 414,019 m<sup>2</sup>、畑が 9,609 m<sup>2</sup>、面積合計は 423,628 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

議案第 12 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願い致します。

初めに、「新-435、新-456 を除いた新-433 から新-502 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、「新-435、新-456 を除いた新-433 から新-502 まで」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

### 議長

次に、「新-435」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 14 番 浅利 瑞穂 委員は退席願います。

( 14 番 浅利 瑞穂 委員 退席 )

### 議長

何かご意見ご質問ございませんか。

### 議長

ないようですので、「新-435」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 14 番 浅利 瑞穂 委員は入室をお願いします。

( 14 番 浅利 瑞穂 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、「新-456」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 18 番 安部 幸美 委員は退席願います。

( 18 番 安部 幸美 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「新-456」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 18 番 安部 幸美 委員は入室をお願いします。

( 18 番 安部 幸美 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、「再-395 を除いた再-342 から再-405 まで」について審議します。

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再-395 を除いた再-342 から再-405 まで」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、「再-395」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 18 番 安部 幸美 委員は退席願います。

( 18 番 安部 幸美 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再-395」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 18 番 安部 幸美 委員は入室をお願いします。

( 18 番 安部 幸美 委員 入室し着席 )

**議長**

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

・当面の行事日程について説明する。

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

**議長**

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 50 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 3 月 11 日

議 長

---

議事録署名委員 6 番

---

議事録署名委員 7 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.18		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市字下綱・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市大茂内字中瘤木台・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大茂内字中瘤木台・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の農業法人が耕作を行ってきたが、今後は、後継者である譲受(借)人が経営承継し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、3月5日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.19	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字家ノ下・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも申請者世帯で耕作を行っており、後継者へ贈与することが目的である。今後も営農に資する計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月2日、虻川マキ子 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.20	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市白沢字松原・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市白沢字松原・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.2 1	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市外川原字外川原・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市外川原字中岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市御成町一丁目・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、石山元一 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.22		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		秋田市山王四丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本案件は、農地売買支援事業による農地の取得代金の分割支払いが済んだことから権利移転するもので、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、石山元一 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第8号 No.23	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		秋田市山王四丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本案件は、農地売買支援事業による農地の取得代金の分割支払いが済んだことから権利移転するもので、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、石山元一 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)